# 津波発生時の避難確保計画

小友町字宮崎3番地2

陸前高田市立小友小学校

管理者: 校長

担 当 者: 副校長

電話番号: 0192-56-3100

2025年 3月 作成

# 1. 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条の第1項に基づくものであり、本施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

## 2. 計画の報告

計画を作成したときは、津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

## 3. 計画の公表

作成した計画は下記の方法により利用者等へ公表する。

- ☑ 施設内における掲示
- ☑ 施設ホームページに掲載
- □その他

# 4. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

)

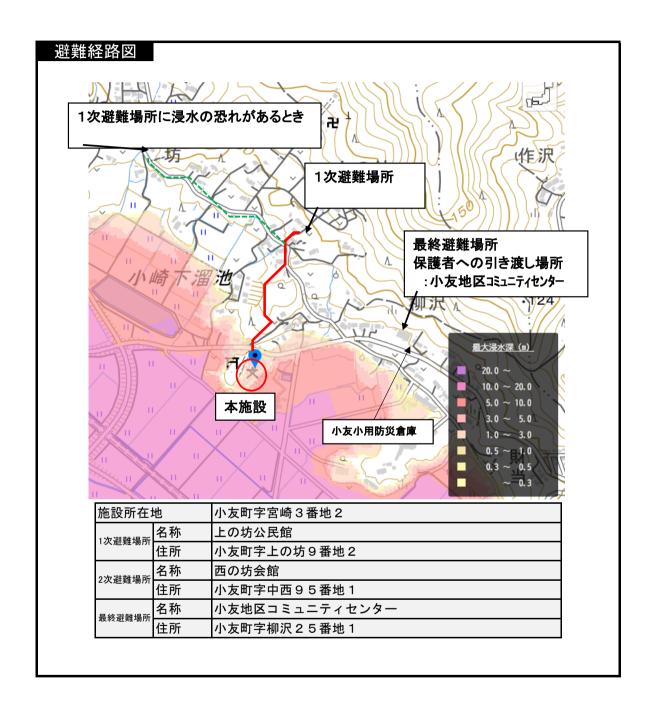
# 【施設の状況】

利用形態	通所	建物の	2	化比
利用形思	公立小学校	階数	S	PE

	人	数	
昼間	·夜間	休	H
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	昼間		
79名	14名	休日 0名	休日 0名
夜間	夜間	0名	0名
0名	0名		

# 【施設が有する災害リスク】

津波災害警戒区域	基準水位	3.4m
	最大浸水深	3.1m



## 5. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

## 【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

# 体制確立の判断時期

- 津波注意報の発表
- ▶ 遠地地震に関する情報の中で 津波到達予想時刻等の情報が 発表された場合 ※1

注意体制確立

活動内容	対応要員
状況把握、指	統括指揮者
揮	(校長)
津波情報等の	情報連絡班
情報収集	(副校長・事務主任)
避難誘導体制	避難誘導班
の確認	(安全担当・用務員)
装備品、備蓄	装備品等準備
品の確認	班

- 津波警報の発表
- 大津波警報の発表
- > 避難指示の発表
- ▶ 地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

非常体制確立

状況把握、指	統括指揮者
揮	(校長)
津波情報等の	情報連絡班
情報収集	(校長·事務主查)
使用する装備	装備品等準備
品等の装着	班
避難誘導開	避難誘導班
始・避難の完	(校長·安全担当)
保護者等への	情報連絡班
連絡(マチコミ	<sup>(副校長・校長)</sup>
周辺住民への協力依頼 (上の坊公民館)	情報連絡班 <sup>(副校長・校長)</sup>
避難の完了	避難誘導班 (安全担当)
避難先での資	装備品等準備
機材の管理	班

- ・波の高さを確認し、必要であれば2次避難所に避難する。
- ・津波警報解除後、最終避難場所(小友コミセン)に移動し、保護者への児童の引き渡し準備

表内の事項のほか、統括指揮者の指揮命令に従うものとする。

※1 津波到達時間は長い場合のみ

# 6. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
【津波情報】	防災行政無線 (電話応答サービス 0120-273-256)
警報・注意報	市からの登録制メール(Dメール)
	<u>(登録用メールアドレス : d-touroku@rt.city.rikuzentakata.iwate.jp)</u>
	テレビ・ラジオ
	インターネット
	➤気象庁気象庁HP
	<b>▶</b> 陸前高田市ホームページ
【避難情報】	防災行政無線 (電話応答サービス 0120-273-256)
避難指示	テレビ・ラジオ
	緊急速報メール
	インターネット
	➤気象庁気象庁HP
	<b>▶</b> 陸前高田市ホームページ

- ※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集する ものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- ※ 提供される情報に加えて、施設周辺の道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

## (2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、津波情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②陸前高田市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

# 7. 避難誘導

# (1)避難先

避難場所は下表のとおりとする。

# (2)避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

# (3)避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段	避難に要 する時間	避難開始基準
避難場所	上の坊公民館 (避難先が避難了解済み)	600m	徒歩	15分	津波警報、大津波警報

(4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の対応 避難方法 発災時にすぐに避難できる準備

#### 8. 避難に必要な設備の整備

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。 これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

#### 避難に必要な設備等

分類	設備等	数量	設置場所、保管場所
	エレベーター	0	
通常の設備	上下階の移動のできる大型スロープの設置	0	
一 通市の設備	車椅子	1	
	その他()	1	
	停電対策としての非常用電源の設置	1	
緊急時の設備	土のう	0	
	止水板	0	
	階段昇降機の設置	0	
	その他()	0	

#### 9. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、 下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

#### **避難確保資器材等一**

	<b>些来唯不负面的</b> 另
	備蓄品
情報収集・伝	テレビ2台、ラジオ7台、タブレット端末2台、
達	ファックス1台、携帯電話0台、携帯電話用
	バッテリー0個、乾電池20個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗1枚、携帯電
	話0台、携帯電話用バッテリー0個、拡声器3
	台、懐中電灯1台、乾電池20個、ライフジャ
	ケット0着、蛍光塗料0個
児童用機材等	水3日分、食料3日分、寝具92人分、※小友地
1	区コミュニティセンター駐車場敷地外東側
	「防災倉庫(救世軍寄贈)」内に保存
児童用機材等	タオル100枚、非常用トイレ4機(便処理セッ
2	ト100回分)、緊急時水容器10個
)	
	II

# 10. 防災教育及び避難訓練の実施

職員、児童等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

#### ■防災に係る研修

毎年4月に全職員及び児童を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年5月に全職員及び児童を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

#### ■避難訓練

毎年4月に全職員及び児童を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。毎年9月に全職員及び児童を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

#### ■避難訓練の実施報告

避難訓練を実施した場合には、津波地域づくり法71条第2項に基づき、 実施結果を市町村長に報告する。

実施結果の報告は、「避難訓練実施報告書」により行う。